

## 第3章 教育実習終了後、事後指導

- ・本章では教育実習終了時・終了後に取り組むべきことなどについて説明します。
- ・最後まで気を抜かずに取り組みましょう。

## 第3章 教育実習終了後、事後指導

### 1. 教育実習終了時には…

- ・実習に際して使用した部屋等の後片付け（清掃）をし、借り受けた物品等はきちんと返却しましょう。
- ・特に生徒の個人情報に関わるもの（名簿など）の取扱いは学校（先生）に指示を仰ぎ、適切に処理します。

## 第3章 教育実習終了後、事後指導

### 2. 教育実習終了後に

- 挨拶状（礼状）を書きましょう。  
原則として自筆（手書き）で！
- 終了後1週間程度を目安に、学校に届けましょう。  
できるだけ、郵送ではなく、『履修簿』の最終提出時などにあわせて持参し、実習担当の先生に直接お渡しするのがよいでしょう。

## 第3章 教育実習終了後、事後指導

### 3. 事後レポートの作成について

- ・教育実習終了後1週間以内（遠方の実家に戻って実習を行う場合には大学に戻り次第速やかに）「事後レポート」を所属学部学務グループに提出すること。

#### 【レポートの様式・内容】

- ・ A4版2枚・2,000字以上。表紙は不要。PC（ワープロソフト）使用可。
- ・ 実習校名，所属学科，学生番号，氏名を明記する。
- ・ 「事後指導」における発表内容に基づいて記述する。

## 第3章 教育実習終了後、事後指導

### 4. 「事後指導」について

- ・「事後指導」は以下のように計画しています。
- ・必ず出席すること。欠席の場合、事情・状況によっては教育実習の単位を認定しないことがあります。

【実施時期】 12月上旬

【時数】 90分×2コマ

【内容】 ○教育実習のふりかえり  
(講話, グループ討議など)  
○3年次向けの発表

## 第3章 教育実習終了後、事後指導

### 4. 「事後指導」について

#### 3年次向けの発表内容（例）

- ・ 授業実習（教科指導）について学んだこと、感じたこと、考えたこと
- ・ 生徒との関わりの面で学んだこと、感じたこと、考えたこと
- ・ 実習中に悩んだことや困ったこと
- ・ 実習中に最も印象深かったこと
- ・ 実習先で指導を受けたこと（ほめられたことや注意を受けたこと）
- ・ 教育実習を通じて、実習前と終わった後で、自分の中にどんな変化が生じたか

「事後レポート」もこれらを想定して書きましょう。

## 第3章 教育実習終了後、事後指導

### 4. 成績評価・単位認定について

評価表の裏面の記述を確認してください。



- 実習校による評価は50点満点であること。
- 事前事後指導の評価を合算すること。
  - \* 出席状況、ワークシート、事後レポートに基づいて評価します。
- 合算の割合は単位数によって異なること。

#### 教育実習の評価について

教育実習の評価にあたっては、「教育実習評価票（領票）」に基づき、50点満点で評価（採点）していただきますが、各大項目ごとの採点（各10点）については、以下を目安としてください。

採点	評価内容
10～9	・各小項目に示す内容について、十分に修得又は理解し、自立して実践することができる。（特に優れたものを10とする）
8	・各小項目に示す内容について、ほぼ修得又は理解し、自立して実践することができた。
7	・各小項目に示す内容について、偏りがあるが修得又は理解し、自立して実践することができた。
6	・各小項目に示す内容について、偏りがあるが修得又は理解し、指導や援助を受けながら実践することができた。
5～0	・各小項目に示す内容についての修得や理解の度合いが劣る。実践への意欲が低い。（判断される程度に応じて5～0とする）

以上の評価に際しては、具体的な事実、客観的な資料（学生の提出する『履修簿』や指導案など）に基づいていただき、必要に応じて評価票の「備考（特記事項）」欄にコメントをお書き添えください。特記事項につきましては別紙（任意様式）にてご報告いただいても結構です。

大項目ごとの点数を合計した50点分に、大学で行う事前・事後指導における評価を以下の割合で合算し100点満点に換算して最終的な評価とします。

- 3単位（2週間）の実習の場合  
実習校点数：事前事後指導点数 = 2：1
- 5単位（3週間）の実習の場合  
実習校点数：事前事後指導点数 = 4：1

この結果、

100～90：A+ 89～80：A 79～70：B 69～60：C 59点以下：D（不合格）

の評価を与え、Dは「不合格」として教育実習の単位を認定しません。

ただし、実習校における評価結果は重要なものと受け止め、実習校点数が29点以下である場合には、事前事後指導における点数の如何に関わらず、「不合格」とすることを原則としています。

以上、ご理解の程よろしくお願致します。

## 第3章 教育実習終了後、事後指導

以上をもって、教育実習の全てが完了となります。



おわりに